国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(本則関係)

 \bigcirc

。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(削る)	福岡航空交通管制部	神戸航空交通管制部	東京航空交通管制部	札幌航空交通管制部	名称	第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、第二百十九条 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務)	改
、その全部を福岡航空交通管制部が分掌する設定、交通量の監視及び調整その他の航空交ただし、空域における航空交通及び気象の状その管轄区域に応じ、法第四十条第一項に規	(削る)	福岡市	神戸市	所沢市	札幌市	位置	:部の名称及び位置は、次のとおりとする。位置及び所掌事務)	正 案
。	那覇航空交通管制部	福岡航空交通管制部	(新設)	東京航空交通管制部	札幌航空交通管制部	名称	第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、第二百十九条 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務)	現
その全部を福岡航空交通管制部が分掌する定、交通量の監視及び調整その他の航空交だし、空域における航空交通及び気象の状の管轄区域に応じ、法第四十条第一項に規	那覇市	福岡市	(新設)	所沢市	札幌市		部の名称及び位置は位置及び所掌事務)	

(傍線の部分は改正部分)